

# 動物の飼育を考えている皆さまへ

犬や猫、動物を飼うということとは、「**一つの命を預かる**」ということですよ。

飼う前に、その動物の習性を理解し、途中で動物を手放すことのないように、生涯、家族の一員として愛情と責任を持って飼うことができるのかを考えてみましょう。

飼い犬・飼い猫の寿命は一般的に15〜20年といわれています。

その間に自分や家族の生活環境が大きく変わる可能性がないか、**愛情と責任を持つて最期まで飼い続けられるのか**を、ご家族の間でもよく話し合います。



飼育している動物が周囲に迷惑をかけるようにすることも飼い主の義務となります。公園や道路などの公共の場はもちろん、他人の土地や建物などを動物の汚物等で汚してはいけません。散歩中に『フン』をした時は、必ず飼い主が持ち帰り処分してください。

自宅内であっても汚物の処理やしつけを怠っていると、悪臭や鳴声の騒音によって周辺住民とのトラブルに発展する場合があります。

動物を飼うにあたり、その動物と周辺の人間社会との共存関係を最期まで維持できるのか、今一度、ご家族全員で話し合います。



## ペットを飼う前に!

和歌山県の動物愛護センターでは、保護した犬猫などを新しい飼い主に譲渡する際に「飼育環境調査」という調査を行っています。これは、譲渡された動物を適切に飼育することができるかどうかを調査するのですが、動物を購入して飼う場合などにも大切な内容です。一部を紹介しますので、動物を飼うことをご検討されている方は、一度チェックしてみましょう。

- 家族の一員として迎える心構えができています
- 同居する家族全員が飼うことに賛成している
- 引越しや家族構成の変更があっても最期まで飼い続けることができる
- 子どもが飼いたいからというだけでなく、世話やしつけについて大人がフォローできる体制がある
- 食事代、治療代などの費用、毎日の世話などの手間を惜しまない
- 動物に関する法律・条例を遵守できる
- 万一飼うことができなくなった場合、責任を持って引き続き飼養してくれる人がいる

※一つでも当てはまらないものがある場合は、「飼わない」ことを選ぶのも動物への愛情です。

# ～犬の登録について～

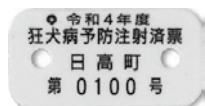
お住いの市町村に  
登録する

犬の所有者は、お住いの市町村へ登録申請しなければなりません。登録することにより、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときに、まん延を防ぐ第一歩となります。

## 鑑札と注射済票をつける

登録をすると、「鑑札」が交付されます。

「鑑札」は、その犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が狂犬病の予防注射をきちんと受けていることの証明になります。



- 鑑札(かんさつ)
- 注射済票

マイクロチップが  
入っている場合

令和4年6月1日からマイクロチップが入っている犬の登録を環境省のデータベースで行った場合は、マイクロチップが鑑札としてみなされませんので、データ登録時に発行された「登録証明書」を大切に保管しておいてください。

なお、飼い主の変更や転居などで住所が変わった場合は必ずご自身で環境省データベースから変更の手続きを行ってください。

【環境省データベース】  
<https://reg.mc.env.go.jp/>



## 狂犬病の

### 予防接種に関して

飼い犬は、年に一回狂犬病予防接種を受けなければなりません。

愛犬が狂犬病にかかると、人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、町と契約をしている動物病院では、証明として「注射済票」が交付されます。もし、契約していない動物病院で接種した場合は、獣医さんが発行する「狂犬病予防注射済証」を子育て福祉健康課までお持ちください。「注射済票」をお渡しします。

なお、狂犬病予防注射済票の交付手数料として550円が必要ですが、大切な愛犬を狂犬病から守りましょう。



## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

☎ 63・3801

## 献血の実施について

血液は、人間の生命を維持するために不可欠です。現在、血液の機能を完全に代替する手段はありません。大切な命を救うため、みなさま方の献血が必要です。

日程	実施時間	場所
9月6日(火)	午前10時～午後1時	Aコープ ひだか店
	午後3時～午後5時	ひだか博愛園 みちしお

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課 ☎ 63・3801